

基本方針1 啓発等によるごみ減量の推進
基本施策1-1 情報発信

番号	具体的施策	内容	令和元年度事業実施内容	具体的な事業実施状況
1	ごみ分別アプリの利用推進	収集カレンダーや分別方法の検索機能などを有するスマートフォン用ごみ分別アプリの普及促進を図るとともに、通知機能などによる啓発を行います。	「さんあ〜る」の利用を促進するため、春日井まつりなどのイベントでPRします。また、ごみに関する旬な情報をリアルタイムで提供し、要望が多いベトナム語の対応について検討します。	6月7～8日に開催した消費生活展2019において、タブレット端末を設置し、来場者に「さんあ〜る」を体験していただきました。さらに、10月19～20日に開催した春日井まつりのエコワールドにおいて、QRコード付きチラシを配布し、「さんあ〜る」をPRしました。今後は令和2年度のベトナム語導入に向けて、翻訳等の委託料を予算要求します。
2	啓発施設の活性化	エコメッセ春日井に展示してある再利用子ども服や再利用家財などリユース部門や講座内容を見直し、施設全体の活性化を図ります。	ぼかし作り教室10回、リメイク教室9回、自転車整備教室4回、包丁の研ぎ方教室6回開催予定です。	ぼかし作り教室4回、リメイク教室7回、自転車修理教室2回、包丁の研ぎ方教室3回開催しました。(令和元年10月1日時点)
3	「ごみの現状」「清掃事業概要」の作成と公表	当市におけるごみ処理の内容について、毎年度報告書を作成し、情報を公表します。	ごみの現状(6月発行)、清掃事業概要(10月発行)を作成し、情報コーナーやホームページにて公開します。	6月に「ごみの現状」を発行し、情報コーナーやホームページにて公表しました。「清掃事業概要」は、11月に発行、公表します。
4	社会科副読本「くらしとごみ」の配布	小学生のときからごみ減量と分別意識を培うことを目的に作成し、小学4年生全員に配布します。	令和2年3月に3,250部発行し、市内小学校37校に配布します。	令和2年3月に3,250部発行し、市内小学校37校に配布するため、内容を精査します。
5	環境カレンダー、資源・ごみの出し方便利帳、品目別一覧の配布	ごみ出しマナーと適正なごみの分別・排出を啓発するため、分別区分やごみを出す日等を記載した冊子を配布します。	環境カレンダーについては、ごみ処理基本計画及び災害廃棄物処理計画についてわかりやすく掲載し、ごみの減量に向けたPRを行うとともに、文字やデザインを工夫し、見やすくします。14万部発行し、12月1号広報とともに、町内会等へ配布します。	2020年版環境カレンダーは、ページ数を増やすことで、日付を大きくするなどレイアウトを見直すとともに、新たにごみ処理基本計画の目標値や主な施策、災害廃棄物処理計画の概要、スプレー缶等の発火する恐れがある危険ごみの適正な排出方法や新たなパソコンを含む小型家電の回収方法などを掲載します。2020年版環境カレンダーは、令和元年12月に発行し、各町内会等へ配布及び公共施設の窓口に設置します。

令和元年度における事業実施状況について

基本施策 1-2 啓発

番号	具体的施策	内容	令和元年度事業実施内容	具体的な事業実施状況
6	子ども環境アカデミー	ごみの分別、資源のリサイクルなど様々な環境問題に家族ぐるみで関心を持ってもらうため、子どもとその保護者を対象とした環境教育講座を行います。	年5回開催される講座のうちのごみ減量に関するプログラムについて、8月17日(土)にグリーンサイクル株式会社の見学を行い、家電製品のリサイクルの仕組みや分別の大切さを学びます。	第1回 8月17日(土) リサイクルって大切なんだ！～家電製品の解体現場を見てみよう～ 講師：グリーンサイクル株式会社 参加者：16組33名 第2回 9月14日(土) ビンって、どうやって生まれ変わるの？～ガラスでキーホルダーを作ろう～ 講師：有限会社大原ガラスリサイクル 参加者：16組35名 (令和元年10月1日時点)
7	ごみ収集体験	中学校の生徒に対し、就業体験の一環としてごみ収集を体験する場を提供します。	要望により随時受け入れを行います。	就業体験 0件 (令和元年10月1日時点)
8	表彰	事業者、個人でごみの減量に取り組んでいる人、事業者や団体を表彰します。	環境の保全に関し、学校や地域において環境活動の取り組みを行っている市民又は市民団体等を表彰し、その功績をたたえることにより市民の環境保全意識の高揚を図ります。	8月31日(土) 市民環境フォーラムにて、富田雅巳氏、望月恒徳氏、味美小学校区コミュニティ、愛知県たばこ販売協同組合尾張/春日井支部を表彰しました。
9	「青空教室」の実施	保育園、幼稚園の園児に対して、ごみのリサイクルへの関心を高めるため、塵芥収集車を使用し、ごみの分別等の環境教育を実施します。また、市内小学校4年生対象の社会科の授業で、社会参加への第一歩となる適切なごみの分別、排出を学ぶため、社会科副読本「くらしとごみ」を用いて環境教育を実施します。	市内小学校37校2,900人の小学校4年生を対象に授業を行います。	5、6及び10月に市内小学校37校で実施しました。
10	生ごみ減量推進講座	生ごみ減量を目的として、生ごみ堆肥化講座を開催するとともに、市民団体等が実施する各講座において、ごみの減量、分別について啓発を行います。	開催地の偏りをなくし、イベントと同時開催することで受講しやすい環境を作ります。本年度は、消費生活展(6月)と植物園里山まつり(9月)にあわせて開催します。	6月8日消費生活展に24名、9月14日秋の植物園里山まつりに19名、合計43名の参加がありました。また、西部地域での開催について要望が多かったため、レディヤンかすがいで令和2年3月に開催します。
11	施設見学、イベント・講座の活用	クリーンセンター内のごみの焼却・破砕処理や資源の選別・梱包作業等の見学を通して、正しいごみ・資源分別の啓発等の講座、再利用販売、フリーマーケット等のイベントから3Rの普及に努めます。	施設の見学は随時受け付けをしており、再利用品販売6回、フリーマーケット3回開催予定です。	クリーンセンターの施設見学を藤山台小学校始め36件、再利用販売3回、フリーマーケット1回実施しました。(令和元年10月1日時点)
12	出前講座の推進	事業者や町内会等、老人クラブ等の団体に対して、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図るため、各団体の要望に応じた講座(説明会)を行います。	要望により随時講座を行います。 平成31年4月13日(土) 春日井女性連盟総会 平成31年4月17日(水) サロン浅山・梅ヶ坪 令和元年5月21日(火) 地域福祉部会春季研修会 令和元年5月22日(水) J A尾張中央高蔵寺地区女性部女性学級開校式	依頼に基づき、随時講座を行います。 令和2年度は積極的に出前講座をPRし、依頼件数の増加を目指します。

令和元年度における事業実施状況について

基本方針2 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

基本施策2-1 家庭系ごみの減量

番号	具体的施策	内容	令和元年度事業実施内容	具体的な事業実施状況
13	新たな収集方式等の調査、検討	新たな収集方式として戸別収集や拠点回収の強化などについて収集方法、費用を検討します。また、ごみステーションの在り方について、調査し、研究していきます。	他市の状況について情報収集するとともに、先進的な取り組みを行っている市町村について、現地視察を行います。	8月22～23日に神奈川県藤沢市環境事業センター、東京都中野区清掃事務所及び東京都豊島区豊島清掃事務所の現地視察に行きました。
14	指定袋の規格等の見直し	指定袋について、破れにくい素材への変更や厚みを変更するなど、規定の見直しを行います。	指定袋について、破れにくい仕様について検討します。	指定袋について、破れにくい仕様について検討しています。
15	家庭用生ごみ処理機の購入費補助	現在の家庭用生ごみ処理機の補助に加えて、対象機器を拡充し、今後もより一層生ごみの減量化を進めていきます。	交付対象機器を拡充します。	令和2年度の対象機器拡充実施に向けて、対象機器にコンポストや密閉容器を加えます。

基本施策2-2 事業系ごみの減量

番号	具体的施策	内容	令和元年度実施予定	具体的な事業実施状況
16	市役所発信！ごみ減量月間	啓発月に市役所から排出される紙ごみ等を減らすための施策を提案します。	他市の取り組みについて情報収集します。	情報を収集しています。
17	食べきりキャンペーンの実施	飲食店と協力して、少なめメニューを作成するなど外食時にできるだけ食べ残さないよう啓発を行います。	県が食品ロスの実態を把握するために行う調査に協力します。	9月6日に県の食品ロスの実態調査に協力しました。次回冬季に調査がありますので、今後も県と協力しながら調査を行い、引き続き国の動向に注視します。
18	多量排出事業者指導	多量排出事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示できるよう条例等を整備します。	多量排出事業者を把握するとともに、他市の状況について情報収集します。	月1,000t以上排出する事業者を概ね把握しました。他市の状況については、引き続き情報収集します。
19	レジ袋削減の推進	スーパーやドラッグストアに加えて、新たな取り組み事業者と協定を締結していきます。	レジ袋有料化に向けた国の動向について注視し、情報収集を行います。	10月10日に開催されたごみゼロ社会推進あいち県民会議に出席し、「プラごみゼロ宣言（仮称）（案）」及び「プラスチック資源循環戦略を踏まえた新たな取組」について、検討するとともに情報収集しました。引き続き国や県の動向を注視し、今後の取組を検討します。
20	ごみ減量3R推進事業所認定制度	ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組む事業所を認定し、その事業所の取組みを広く紹介することで、市民や事業者のごみの減量及びリサイクルに対する意識の高揚を図ります。	制度について現状を把握し、認定事業者を募集します。	制度内容を精査し、募集に向けて準備を行います。
21	適正搬入指導（収集運搬許可業者）	クリーンセンター搬入時に、産業廃棄物や資源等の混入を防止するため、ごみ検査を実施し、適正搬入の推進と分別方法の指導等、搬入指導を行います。	展開検査を5回予定しています。	3回実施し、今後2回実施予定です。搬入状況は概ね良好です。（令和元年10月1日時点）
22	適正排出指導（排出事業者）	市内事業者に対し、適正な分別方法や、ごみステーションには排出できないことなどについて、訪問指導を実施します。	事業系廃棄物が排出されるごみステーションについて、周辺の事業所を訪問指導します。	随時実施しています。
23	拡大生産者責任の啓発	市内事業者に対し、拡大生産者責任の考え方に即して、より環境負荷の少ない製品の使用や過剰包装などの削減に努めるよう啓発していきます。	国の施策に従って、事業者に対して啓発を行います。	国から提供される情報を周知します。
24	リユース容器活用の促進	市内で開催される祭りやイベントにおいて、使い捨て容器の排出を抑制するために、陶器などリユース容器を積極的に活用するよう主催者や参加者へ呼びかけします。	他市の状況について情報収集します。	情報を収集しています。
25	グリーン購入の推進	当市が調達する物品及びサービスに関して、環境に負荷の少ない製品及びサービスの調達の推進を率先して実施します。	「令和元年度グリーン調達計画」を策定し、環境負荷の低減に資する物品（環境物品）の調達を推進します。	「令和元年度グリーン調達計画」に基づく物品調達を通知しました。 参考：平成30年度実績 68品目 数量ベース：86.6% 金額ベース：84.4%

令和元年度における事業実施状況について

基本施策2-3 資源化の促進

番号	具体的施策	内容	令和元年度事業実施内容	具体的な事業実施状況
26	資源の拠点回収	希少金属を使用している携帯電話などの情報端末、デジタルカメラなどの小型家電を公共施設等で拠点回収します。また、資源回収強化月間を創設し周知に努め、市や地元のまつりなどのイベントの開催時に、資源を回収する特設エリアを設置します。	携帯電話やスマートフォンについては、スペシャルオリンピック日本応援プログラムに参加し、市役所3階ごみ減量推進課に回収箱を設置します。拠点回収やイベントでの回収に向け市民への周知やスケジュールを検討します。	携帯電話やスマートフォンについては、スペシャルオリンピック日本応援プログラムに協力し、市役所3階ごみ減量推進課に回収箱を設置しています。10月からは、パソコンを含む小型家電についてリネットジャパンと協定を結び、宅配便による回収を開始しました。
27	食品廃棄物の有効利用	学校給食等で廃棄される食品廃棄物について、近隣地にあるバイオガス発電施設の有効活用方法を検討し、事業系一般廃棄物の削減を図ります。	近隣に建設予定であるバイオガス発電施設について、分別方法などの情報を収集します。	建設が遅延しており、引き続き情報収集します。
28	効率的なエネルギーの回収	老朽化が進んでいる焼却施設のあり方について、廃棄物の燃料化等、効率的な熱エネルギーの回収により、光熱水費の削減を検討します。	老朽化が進んでいる第1工場余熱利用設備のにおいて、蒸気の使用を止め、使用頻度、負荷の減少等を考慮して、点検費、薬品費燃料費の削減します。また、継続して省エネ委員会を設置し光熱水費の削減を推進します。	第1工場の余熱利用設備のうち、一部蒸気の使用をやめました。今年度中に第1工場の余熱利用設備の全ての蒸気の使用を中止する予定です。
29	生ごみのバイオガス化の促進	生ごみは水気を多く含み、焼却にコストがかかるため、事業者が食品リサイクル施設へ搬入するよう促すことで、バイオガス化を推進します。	近隣に建設予定であるバイオガス発電施設について、分別方法などの情報を収集します。	建設が遅延しており、引き続き情報収集します。
30	廃食用油のリサイクル	植物性廃食用油を拠点収集し、塵芥収集車に使用するバイオディーゼル燃料を始めとして、新たな燃料のリサイクル、リユースを検討します。	市内18施設で拠点回収し、精製後、清掃事業所のパッカー車2台、ダンプ1台で使用しています。	植物性廃食用油を施設で拠点回収し、精製してできたバイオディーゼル燃料は、清掃事業所のパッカー車2台、ダンプ1台で使用しています。
31	金属類（小型家電を含む）の資源化	小型家電やガスレンジなどの金属類を資源化するため、中間処理の必要性や収集品目を見直します。	金属類に含まれる未使用のスプレー缶、ライターやリチウムイオン電池内蔵の小型家電などの発火性危険物の回収品目等について検討いたします。	発火性危険物（リチウムイオン電池内蔵の充電式小型家電、ガスボンベ・スプレー缶、ライター）の中間処理及び処分方法を検討しています。
32	焼却灰リサイクルの推進	焼却灰をセメント原料としてリサイクルすることにより、最終処分場の延命と資源化の推進を図ります。	主灰を3,000t/年セメント原料としてリサイクルし、最終処分場の延命と資源化の推進を図ります。	約1,700tセメント原料としてリサイクルしています。 (令和元年10月1日時点)
33	雑がみの分別	燃やせるごみの約4割を占める紙・布類のうち、雑がみの資源化を推進するために、雑がみの分別収集を周知するとともに、排出しやすい方法を検討します。	各種イベントで、雑がみ分別に関する啓発チラシを配布します。	6月7～8日に開催された消費生活展2019や10月19～20日に開催された春日井まつりのエコワールドにおいて、啓発チラシの配布や来場者への説明を行い、雑がみの分別収集を周知しました。
34	資源回収団体奨励金交付制度	ごみ減量と再生利用に係る活動並びに地域活動の促進を図るため、適正に回収活動を行う団体へ奨励金を交付します。また、更なる促進を目指して、金額についても検討します。	対象品目や奨励金額について近隣市の情報収集を行いません。	情報を収集しています。
35	除草・剪定枝の有効利用	剪定、除草作業から発生する樹木や草を堆肥化等による資源化が可能かどうか、事業者の調査を行い、有効利用方法を検討します。	市内の事業者に限らず、他市町村のリサイクル事業者について調査します。	情報を収集しています。

令和元年度における事業実施状況について

基本施策2-4 適正なごみ分別の推進

番号	具体的施策	内容	令和元年度事業実施内容	具体的な事業実施状況
36	危険物の収集体制の整備	ライター、カセットボンベなど発火ごみの収集方法について、収集から処分までの方法を検討します。	金属類に含まれる未使用のスプレー缶、ライターやリチウムイオン電池内蔵の小型家電などの発火性危険物の回収品目等について検討いたします。	発火性危険物（リチウムイオン電池内蔵の充電式小型家電、ガスボンベ・スプレー缶、ライター）は、金属類の日にそれぞれ別の袋に分けて排出していただくよう啓発ポスターを掲示し、環境カレンダーに掲載します。
37	転入者への啓発	当市のごみの分別ルールなど知識が少ない転入者に対して、環境カレンダーを受け取りやすい環境づくりに努めます。	転入者に対しては、環境カレンダーを本庁3階ごみ減量推進課を始め、各出先機関でも配布していますが、新たに庁舎2階情報コーナーに環境カレンダーを設置しました。（平成31年4月）	環境カレンダーを新たに庁舎2階情報コーナーに設置し、受け取りやすさを向上させました。それに伴い、庁舎1、2階の部署に庁舎2階情報コーナーで環境カレンダーの受け取りができる旨の看板を設置します。
38	水銀製品の適正回収	水銀の適正処理を行うため、家庭から排出される蛍光灯などについて、分別区分を検討します。	水銀製品である蛍光灯を適正に処理するため、10月から試行的に市内公共施設4か所で拠点回収を開始します。	蛍光灯の拠点回収を令和元年10月1日からエコメッセ春日井、高蔵寺ふれあいセンター、南部ふれあいセンター、知多公民館で開始し、拠点回収施設を拡大していきます。また、令和2年度から順次処理委託を開始していきます。
39	ごみ排出指導	ごみ出しマナーの向上を図るため、ごみステーションの立ち番指導、町内会、集合住宅等への説明会を開催していきます。	ごみステーションのマナーが悪いなどの通報があった場合にチラシの配付、看板の設置等を行います。	資源・ごみの排出マナーが悪いなどの通報があったときはチラシの配付等を行っています。また、資源・ごみの排出マナーが悪いステーションにおいて、立番指導を、6月に9か所、7月に8か所、9月に4か所、10月に8か所行いました。さらに、11月に4か所を予定しています。
40	外国人向け排出指導	外国人向け、外国語のパンフレットを作成するほか、英語、中国語、ポルトガル語に対応しているアプリ「さんあ〜る」の周知に努め、ごみの出し方などを周知していきます。	外国人への「さんあ〜る」の周知を継続するとともに、外国語版の分別一覧に要望が多いベトナム語の追加を検討します。	資源・ごみの分別に関するちらしやごみ分別アプリ「さんあ〜る」の令和2年度のベトナム語導入に向けて、翻訳等の委託料を予算要求します。
41	さわやか収集	家庭ごみの持ち出しができない方を対象にさわやか収集を行っています。今後は福祉関係部門と連携し、総合的な高齢化対策として、さわやか収集のあり方について拡充を検討します。	福祉関係部門との連携のあり方について、福祉関係者との協議を行います。	地域包括支援センターを訪問するなど連携体制を強化します。

基本方針3 効率的なごみ処理による低コスト化

基本施策3-1 ごみ処理のコスト削減

番号	具体的施策	内容	令和元年度事業実施内容	具体的な事業実施状況
42	収集区分の見直し	ごみの収集区分を見直し、収集作業の効率化を図ります。	他市の状況について情報収集するとともに、先進的な取り組みを行っている市町村について、現地視察を行います。	8月22～23日に神奈川県藤沢市環境事業センター、東京都中野区清掃事務所及び東京都豊島区豊島清掃事務所の現地視察に行きました。
43	事業系一般廃棄物の資源化施設への搬入推進	クリーンセンターに持ち込まれる事業系一般廃棄物を民間の資源化施設へ搬入するよう指導することでクリーンセンターでの処理量を減らします。	年5回の展開検査を行う際に指導します。	3回実施し、今後2回実施予定です。搬入状況は概ね良好です。（令和元年10月1日時点）
44	ごみの質・量の検査	ごみの量、質の変化を定期的に調査し、統計的に管理します。	可燃ごみ（第1工場 4回/年、第2工場 12回/年）、不燃ごみ（第1工場 2回/年、第2工場 2回/年）においてごみ質測定を行い、ごみの量、質の変化を定期的に調査しています。	可燃ごみ（第1工場 2回、第2工場 6回） 不燃ごみ（第1工場 1回、第2工場 1回） 実施しました。（令和元年10月1日時点）

令和元年度における事業実施状況について

基本施策3-2 収集運搬経費の削減

番号	具体的施策	内容	令和元年度事業実施内容	具体的な事業実施状況
45	収集・運搬の委託化	新たな資源分別収集、ごみ・資源の排出量、収集・運搬経費、直営の収集体制及び災害時の対応等を総合的に検証し、効率的な委託化を進めます。	他市の状況について情報収集するとともに、先進的な取り組みを行っている市町村について、現地視察を行います。	8月22～23日に神奈川県藤沢市環境事業センター、東京都中野区清掃事務所及び東京都豊島区豊島清掃事務所を現地視察しました。

基本施策3-3 適正なごみ処理費用の徴収

番号	具体的施策	内容	令和元年度事業実施内容	具体的な事業実施状況
46	粗大ごみ処理手数料等の改定	粗大ごみとして収集する大きさ、手数料等について検討します。また自宅内などから粗大ごみを運び出せない人への運び出しサービスを検討します。	粗大ごみの運び出しサービスについて、対象要件の検討を行います。	通常のごみステーションに排出することが困難な人に実施している「さわやか収集」の対象者（次項目参照）に準拠することを検討しています。 ○「さわやか収集」対象者 市内に居住する次の(1)～(5)の要件のいずれかに該当する人で、ひとりでごみステーションへごみ出しができず、家族や近隣の方からの援助も受けられない人 (1) 要介護認定又は要支援認定を受けている65歳以上でひとり暮らしの人 (2) 身体障害者手帳の所持者でひとり暮らしの人 (3) 精神障害者保健福祉手帳の所持者でひとり暮らしの人 (4) 知的障害者療育手帳の所持者でひとり暮らしの人 (5) その他市長が必要と認める人
47	ごみ処理手数料の適正化	排出者に対して、ごみ処理費用の適正な負担を求め、また市外ごみの持込みを防止するため、毎年度、ごみ処理コストの算出を行い、近隣市町村の状況を調査し、ごみ処理手数料の適正化を検討するとともに、必要に応じて改定を行います。	近隣市町村の状況について情報収集します。	情報を収集しています。
48	家庭系ごみの有料化の調査・研究	経済的インセンティブ（※）を活用した排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化、ごみ減量意識の高揚等の効果がある家庭系ごみの有料化（指定ごみ袋の有料化など）の導入について、調査・研究していきます。	他市の状況について情報収集します。	情報を収集しています。

※インセンティブとは、やる気を起こさせるための、目的を達成させるための、またある特定の行動を促すための、外部からの刺激、誘因、動機づけのことであり、経済的インセンティブとは、費用（価格）と利便性によって人の行動を変化させる動機づけのことです。

令和元年度における事業実施状況について

基本方針 4 安全で安定的な処理施設の確保

基本施策 4-1 施設の整備

番号	具体的施策	内容	令和元年度事業実施内容	具体的な事業実施状況
49	施設事業手法の検討	PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）（※）手法による効率的な事業手法を検討します。	次期ごみ処理施設の計画が具体化する段階で検討します。	次期ごみ処理施設の計画が具体化していないため、情報収集しています。
50	クリーンセンター整備	施設規模や処理対象物など、施設のあり方について検討を行い、施設の老朽化に伴う、第1工場、第2工場の施設修繕を行います。	長期修繕計画に沿って施設修繕を行います。	4回実施（令和元年10月1日時点）。施設のあり方について検討会を設置し、検討を進めています。
51	最終処分場の安全な運営	2017（平成29）年度から使用している最終処分場をより安全に長く使用するため、危機管理体制の見直しや修繕などを計画的に行います。	内津北山最終処分場については、延命化に配慮するとともに、薬品等消耗品において適正な使用量等を精査し、適正な維持管理を行います。	内津北山最終処分場の廃棄物の埋立量や排水の性状について、データが得られ、薬品の使用量や維持管理方法が確立されてきました。今後も適正な維持管理に努めていきます。
52	適正な施設の維持管理	各処理施設の稼働年月を踏まえたうえで、施設の中長期修繕計画に基づき、各機器の機能診断を行い、適正な維持管理を行います。	法定のデータ計測及び国の通知に基づく機能検査を実施します。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に基づき、各処理施設の機能を保全するため、その機能状況、耐用の度合等について検査する精密機能検査を実施予定です。
53	災害対策体制	地震災害、風水害時の災害廃棄物については、生活環境に支障が生じないよう収集・処理を行うため、地域防災計画に基づき、施設機能の回復と収集体制の確保を図るとともに、適正なごみ処理に努めます。また、施設ごとに業務継続計画（BCP）の作成や処理施設を点検、修復、復旧するためのマニュアルを整備するとともに、机上訓練、実施訓練を行い、災害時の対応体制を整えます。	風水害時において実施訓練を行い、また業務継続計画（BCP）においても見直しをしていきます。そして処理施設を点検、修復、復旧するためのマニュアルを整備するとともに、災害時の対応体制を整えます。	風水害における実施訓練を行いました。業務継続計画やマニュアルについても、確認を行い、随時修正しております。地震、火災対応については、火災、防災訓練を通して、職員、委託業者を含め実施訓練等を行っています。

※PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業についてPFI手法で実施し、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します。

基本施策 4-2 ごみ行政に関する国・県の施策

番号	具体的施策	内容	令和元年度事業実施内容	具体的な事業実施状況
54	国、県等の情報収集	ごみ処理施設の修繕、整備等の交付事業や最新のごみ処理技術を調査・研究し、その活用について検討していきます。	交付金事業は国の動向を注視するとともに、最新のごみ処理技術について情報収集します。	1回（8月）。メーカーによる最新技術の説明会を実施し、情報収集しました。